

平成 27 年 2 月 27 日 開会

平成 26 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 26 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 27 年 2 月 27 日 午後 4 時から午後 5 時 30 分

1 場 所 紫波町中央公民館

1 出席委員 委員長 高 橋 榮 幸 君
 職務代理 佐 藤 秀 道 君
 委 員 森 田 英 仁 君
 委 員 松 川 久 美 君
 教 育 長 侘 美 淳 君

1 説 明 員 教育部長 小田中 健 君
 学務課長 森 川 一 成 君
 生涯学習課長 高 橋 正 君
 国体推進課長 八重嶋 靖 君
 学校給食センター所長 新井田 友 子 君
 学習推進室長 谷 地 和 也 君
 学務室長 葛 博 之 君

付議事件

日程 1 会期の決定について

日程 2 議案第 1 号
 「学校教職員の人事異動の内申に関し議決を求めることについて」

日程 3 議案第 2 号
 「教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて」

日程 4 議案第 3 号
 「平成 27 年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」

日程 5 議案第 4 号
 「平成 27 年度一般会計予算案（教育委員会分）について」

日程 6 議案第 5 号
 「紫波町学校教育審議会条例案について」

日程 7 議案第 6 号
 「紫波町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例案について」

議案第 7 号
 「紫波町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について」

議案第 8 号

「紫波町の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案について」

議案第 9 号

「紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」

議案第 10 号

「紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について」

議案第 11 号

「紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案について」

議案第 12 号

「紫波町特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」

日程 8

議案第 13 号

「野村胡堂・あらえびす記念館条例の一部を改正する条例案について」

日程 9

議案第 14 号

「紫波町交流公園条例の一部を改正する条例案について」

日程 10

議案第 15 号

「自転車ロードレース拠点施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」

議事の概要

(開会 午後 4 時)

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。

本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。それでは、ただ今から平成 26 年度第 12 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

○ 佐美教育長

(平成 26 年度第 11 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告)

○ 高橋委員長

日程第 1、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

- 高橋委員長

次に、日程第2、議案第1号であります。学校教職員の人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手あり)

出席委員の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。

それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長、学務課長を除く事務局職員(傍聴人の方)は退場をお願いします。

～ 非 公 開 ～

- 高橋委員長

次に、日程第3、議案第2号についてであります。教育機関の長の人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手あり)

出席委員の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。

それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長、生涯学習課長を除く事務局職員(傍聴人の方)は退場をお願いします。

～ 非 公 開 ～

- 高橋委員長

次に、日程第4、議案第3号「平成27年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 佐美教育長

議案第3号、「平成27年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」であります。

平成27年度の紫波町教育委員会教育行政方針につきましては、町の町民憲章に即し定めたとところであります。平成27年度につきましても、引き続き町民憲章を教育行政の基本に据え、学校教育、学校給食、生涯学習、国体推進の方針と施策を定めようとするものです。内容につきましては、各課長等が説明いたします。

- 森川学務課長

平成27年度紫波町学校教育計画策定について、ご説明いたします。

(1) 紫波町学校教育がめざすものとして、町民憲章の実現に資する学校教育の展開を、本年度と同様に進めてまいりたいと思います。

(2) 紫波町学校教育目標については、先程の説明資料にある通りです。

(3) 学校教育指導計画の基本方針については、①効果のある・力のある学校

づくりとして、「いわて型コミュニティ・スクール構想」に基づき、目標達成型学校経営を行ってまいります。学びフェストの作成等々をして取り組んでまいります。

②確かな学力を培い、生き抜く力を育成する学校づくりについては、「わかる」「できる」「楽しい」授業づくりをする事で、学力の向上を目指してまいります。また、グローバル化社会において活躍できる人づくりを目指す外国語活動・英語教育の推進について、本年度同様3人のALT体制で授業協力を行います。さらに、英語教育強化拠点事業の2年度目として、取り組んでまいります。

③豊かな人間性を育成する学校づくりについては、道徳教育や体験活動を推進し、児童生徒が物事に深く感動する心を養ってまいります。

④健やかな体を育成する学校づくりについては、体力向上・食育・健康教育の推進を進めてまいります。

⑤いわての復興教育の充実を図る学校づくりについては、具体的な復興活動だけではなく、いわての復興に資する人づくりとして「いきる」「わかる」「そなえる」教育を推進してまいります。

⑥キャリア教育の充実を図る学校づくりについては、職業体験等を通して進路選択能力や、社会人として自立できる力を育成してまいります。

⑦特別支援教育の充実を図る学校づくりについては、校内就学支援体制の充実を図り、児童生徒の状況を把握すると共に、適切な支援を行ってまいります。

⑧安全・安心な学校づくりについては、学校における安全体制を見直すと共に、教育環境整備を進めてまいります。以上です。

○ 新井田学校給食センター所長

平成27年度紫波町学校給食センター運営方針について、ご説明いたします。

1 基本方針として、児童生徒が食に関する情報を正しく選択し、「自己管理能力」を身に付けさせ、健全な食生活につなげられるよう教育の一環として「学校給食」を推進してまいります。

2 運営目標は、運営方針と施策に関係しますので、省略させていただきます。

3 運営方針については、(1)安全安心な給食を提供するため、適正かつ良質な食材の確保、衛生環境の確保、食物アレルギーへの対応、献立を工夫して魅力ある学校給食の提供に努めます。

(2)食育推進への積極的な取り組みについては、栄養教諭を中心に「食に関する指導」を継続して実施します。また、学校・家庭・地域・農業施策等の他分野などとも連携し、食育の推進を進めます。

(3)学校給食費の効率的運用と公平負担については、効率的かつ適正な食材を購入することと、公平負担理念に基づき、効率的に収納事務に努めます。

(4)地場産食材の利用推進については、食材納入業者との連携を強化してまいります。

(5)施設・設備の老朽化対策については、安定した給食を提供するため、既存の施設設備の維持管理に努めてまいります。

(6)広報活動の普及充実については、各種媒体（ホームページ、食ナビ等）を通じた広報活動を推進しながら、試食や施設見学の機会を設けてまいります。また、給食だより・給食センターだよりを有効に活用してまいります。

以上です。

○ 高橋生涯学習課長

平成 27 年度紫波町生涯学習行政の方針と施策について、ご説明いたします。

1 の方針ですが、町民憲章の理念に基づき、町が目指す、楽しく活力ある「環境と福祉のまち紫波町」の実現に向け、学校、家庭、地域との連携を図り、住民の方々が主体的に取り組む環境等を整え、まちを担う人材の育成を基本方針とするものです。

第 2 の目標ですが、町民憲章を具現化する人材を育成することを目標にしております。

第 3 の重点施策ですが、町民憲章の実現に資する生涯学習分野 6 項目について掲げております。

子どもの成長を見守る地域活動の支援では、教育振興運動と社会参加活動の推進を柱に、子どもの居場所づくり等の事業を行うものです。

快適に学び続けられる環境づくりでは、「くらし」の中の知識や、自ら学びたいと思う魅力ある講座の開設、学習情報の提供など、学習環境の充実を図るとともに、町公民館大会を開催し、学習拠点、家庭教育支援の拠点、地域づくりの拠点としての公民館活動の発表等を通じて、人づくり・地域づくりを進めてまいります。

次の学習成果を活かす場づくりでは、町芸術祭及び音楽祭の開催を通じて芸術等の鑑賞機会を図ってまいります。また、地域住民の方々がみずから行う活動を支援するため、まちづくりに積極的に参加する個人、団体の育成を図ってまいります。

郷土文化的財産の保存と有効活用では、有形文化財や無形文化財、天然記念物など国、県及び町の指定する文化財のほか、多くの埋蔵文化財包蔵地があります。これらの適正な保護に努めるとともに、平成 28 年 4 月に岩手県指定無形民俗文化財の指定となる犬吠森念仏剣舞をはじめとした郷土芸能の伝承活動及び先人顕彰活動を行ってまいります。

また、近代和風建築として貴重な建築物である平井家住宅の国重要文化財指定に向けた取り組みを進めてまいります。

スポーツに親しむ機会の提供では、町民憲章に掲げる「健康・体育」そして「交流」を図るため、町民だれもが参加できる、スポーツ・レクリエーション事業を開催し、健康増進や体力づくり、基礎体力の向上など、一般財団法人紫波町体育協会やスポーツ推進委員の協力を得ながら、スポーツに親しむ機会の提供に努めてまいります。

最後に、スポーツ競技力の向上では、平成 28 年に開催される「希望郷いわて国体」で、地元の選手が活躍する姿は、町民の方々に大きな感動と喜びを与えてくれます。そのために、県民体育大会や上位大会などに出場する選手及び競技団体への支援はもとより、次世代の選手である児童・生徒を対象とした、走る、跳ぶなどの基本動作を習得する教室の開催や、トップアスリートと触れ合うことによるスポーツへの動機づけとなる事業を、財団法人紫波町体育協会及び各競技団体と連携を図り、選手の強化育成を行います。

以上が、生涯学習行政の方針と施策でございます。

○ 八重嶋国体推進課長

平成 27 年度紫波町国体推進の方針と施策について、ご説明いたします。

まずは、方針と目標については記載のとおりですが、考え方として、言うまでもなく大会を成功させることが当課最大のミッションではありますが、加えて国体を契機とした市民活動のこれまで以上の飛躍に期待したいと思います。そのためには、「ひと」「もの」が整うことで、「市民運動、町民運動の活性化」の実現性

がより高まるものと考えます。

当課では、この方針と目標に基づき、5つの重点施策を挙げました。

1として、専門的職員の確保の協議を現在進めており、実行委員会や関係機関との連携と合わせ全体の推進体制を強化したいと考えています。

2として、引き続き安心、安全で確実な競技ができるインフラ環境の整備を継続します。

3として、自転車の町紫波町を再燃させ、ひとりでも多くの方が競技場に足を運んでいただければと考えています。

4として、生涯スポーツや競技団体、体育協会などとの連携により、国体や上位大会へ出場できるような選手を育てていきたいと考えます。

最後に5として、紫波全町民の結束のもと、ひとりでも多くのボランティアを募集し、おもてなしの心で全国からのお客様を歓迎できる。そのための方策を講じます。

国体推進課は以上です。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第3号、「平成27年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なしの」声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

○ 高橋委員長

次に、日程第5、議案第4号「平成27年度一般会計予算案（教育委員会分）について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○ 侘美教育長

議案第4号、「平成27年度一般会計予算案（教育委員会分）について」であります。

この度、町長が紫波町議会定例会3月会議に、平成27年度紫波町一般会計予算を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育関係予算について意見を求められたものです。内容につきましては、各担当から説明いたします。

○ 葛学務室長

学務課の歳出予算に入る前に、平成27年度一般会計予算教育委員会全体に係る予算説明をさせていただきます。平成27年度の合計額につきましては、12億4千6百46万円ということで、前年度と比較しますと、1億5千5百82万3千円の減額となっております。教育費につきましては、紫波町全体の一般会計予算133億5千4百22万5千円のうち約9.3%を占めているところでございます。教育委員会の全体の予算の関係につきましては、以上でございます。

続きまして、一般会計歳出予算書により順次、学務課の歳出予算について主要な部分を説明させていただきます。

121 ページをお開きください。2 の事務局費でございます。報酬であります、紫波町学校教育審議会委員報酬 13 人とあります。教育委員会の附属機関として、審議会を設置し、少子化の時代における学校の小規模化に伴う教育上の諸課題に対応してまいります。同じく報酬中、適応支援相談員報酬 1 人とありますが、新年度において、新たに適応支援教室「はばたき」に 1 名を配置したいと考えております。適切な指導を行い、不登校児童生徒の在籍校への復帰を支援してまいります。

次に 122 ページをご覧ください。同じく事務局費でございますが、需要費中、印刷製本費につきましては、小学校社会科副読本の改訂分を計上しております。3 年に 1 度見直しを行っており、大きさも B 5 版から A 4 版に変更しようとするものです。

次に 126 ページをご覧ください。小学校費の学校管理費でございますが、工事請負費及び備品購入費は大幅な減額となっております。工事請負費につきましては、受水槽の改修のみ、備品購入費は暖房機 5 台のみとなっております。中学校費の学校管理費も同様に減額となっております。

次に、127 ページをご覧ください。需要費中、教科用指導書・指導資料購入費 1 千 4 百 32 万円を計上しておりますが、小学校教科書の改訂に伴い、教師用の指導書も改訂となることから、教育委員会において購入しようとするものです。

次に、131 ページをご覧ください。学校建設費であります。紫波第一中学校の西校舎のトイレにつきましては、今年度改修工事を進めておりますが、新年度は、東校舎につきましても、引き続き改修工事を行うものです。監理業務委託料 180 万円、工事請負費といたしまして、5 千 400 万円を計上しております。

なお、上平沢小学校プール改築に伴う実施設計業務及び紫波第二中学校プール改築工事は、財政上、見送りとなっております。

以上、学務課に係る予算の詳細についてご説明申し上げます。

○ 新井田学校給食センター所長

一般会計歳出予算書により給食センターの歳出予算について主要な部分を説明させていただきます。

51 ページをご覧ください。11 諸費の中の過誤納付還付金ですが、その中の 3 万円が給食に関するものとなっております。これは、年度を越えて入金になったお金を返金するものです。

141 ページをご覧ください。18 の備品購入費ですが、機材の老朽に伴い新しい焼き物機と蒸し機が一体になった物を購入するため、1 千 66 万円を計上しております。

11 の需要費のうち給食材料費は、保護者の方々からいただいているお金を充当する事となっております。

以上です。

○ 谷地学習推進室長

生涯学習課に係る予算案について、主な部分をご説明いたします。

予算書の 42 ページをお開き下さい。総務費の一般管理費でございます。19 節負担金補助及び交付金には、出会い支援相談員の活動を支援するため、紫波町出会い支援協議会補助金を計上してございます。

86 ページ下段から 88 ページ上段につきましては、勤労青少年ホーム費でございます。主に若者を対象とした教室・講座の開設、交流する機会の提供を図ろうとするものでございます。

続きまして、98 ページの農業集落センター施設管理費、101 ページの林業セン

ター施設管理費につきましては、水分、赤沢、佐比内、長岡の各公民館に係る施設の管理費でございます。

次に、131 ページ中段から 134 ページ中段までは、社会教育総務費でございます。教育振興運動、社会参加活動、野村胡堂・あらえびす記念館の管理運営、文化財に係る予算を計上しております。

11 節需用費のうち印刷製本費では、近代和風建築として貴重な建築物である平井家住宅の国重要文化財指定に向け調査報告書の刊行費用を計上しております。

13 節委託料では、県の委託事業の「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し実施いたします「子ども教室事業委託料」、「学社融合推進事業委託料」を計上しております。

18 節備品購入費では、野村胡堂・あらえびす記念館においてレコードコンサート等で使用しております、蓄音機のバックアップ用機器の購入費を計上しております。

19 節負担金補助及び交付金には、紫波町連合婦人会補助金 360 千円を計上しておりますが、60 周年記念事業のため例年よりも増額の計上しております。

次に、134 ページ中段から 136 ページ上段までは、公民館費でございます。8 節報償費のうち、公民館各種行事講師等謝金 2,335 千円でございますが、前年度と比較して大きく減額となっております。優先順位を考慮しながら最も効果のある講座の開設や学習成果、活動成果の発表機会の提供を図りたいと考えております。

次に 137 ページ中段から 139 ページ上段までは保健体育総務費でございます。13 節委託料で、スポーツ・レクリエーション事業委託料、県民体選手派遣業務委託料を計上しております。

139 ページ 19 節負担金補助及び交付金では紫波町体育協会の運営と、自転車競技場の観客席の改修事業に対する補助を計上しております。

最後に、体育施設費でございます。主なものといたしまして、学校体育施設開放に係る経費、多目的スポーツ施設及び周辺のスポーツ交流公園の管理にかかる経費でございます。

以上が生涯学習課に係る予算の詳細でございます。よろしくお願いいたします。

○ 八重嶋国体推進課長

国体推進課に関する新年度予算について、主要な部分をご説明申し上げます。予算書 138 ページ中段をご覧ください。

15 節の工事請負費 3,960 万 5 千円は、大部分が現在整備中の自転車ロードレース拠点施設の継続工事費でございます。今年度中に土地造成工事を完了、新年度で残りの舗装工事と法面の緑化工事を行うもので、完成は 6 月下旬を見込み、7 月供用開始の予定です。

次に 19 節の岩手国体紫波町実行委員会運営負担金と国体リハーサル大会開催経費についてです。実行委員会運営負担金 865 万円は、国体を準備・運営していくための経費であり、種々啓発 PR のための経費、宣伝用グッズの作製、視察旅費、そして来場者へのおもてなし費用等々が含まれます。国体リハーサル大会開催経費負担金 4,481 万 5 千円は、円滑に競技を開催するための経費で、大会役員等の謝金、仮設物設置費、ボランティア等への昼食弁当代、保険料、競技用消耗品代等々が含まれます。なお、この負担金については、岩手県大会局からの補助金約 3 分の 1 相当を見込んでおります。

以上 27 年度の国体関連予算をご説明しましたが、いわて国体は、「震災からの

復興国体」の理念のもとに開催しますので、先催県のようにお金をかけ豪華なものではなく、今の環境でできること、「ひと」の結集によってつくりあげる大会にしたいと考えます。コストを意識した上で、効率的かつ効果的な開催を目指したいと考えます。

以上でございます。

- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(質疑の有無を催促)
- 森田委員
紫波町全体の予算は、どうなっていますか？
- 小田中教育部長
27年度は特に厳しくなっており、紫波町全体でも前年比10億円以上の減額となっており、教育委員会関係も1億5千万円程減額となっております。
他の課も同様に減額になっておりますが、民生費については、国の制度改革の関係もあり、法令により増額計上となりました。
- 佐藤職務代理
給食センターの材料費は、消費税増額後はどのようになりましたか？
国際交流海外派遣事業の予算はどうなっていますか？
- 佐美教育長
給食費につきましては、デザートを提供する回数を減らすなどし、消費税増税後も据え置きました。仮に10%になった場合は、保護者負担も含め検討してまいります。
- 葛学務室長
海外派遣事業につきましては、予算書122ページの旅費の項目にあるとおり305万円となっております。今年度は、引率者3名中学生10名でしたが、27年度は、引率者1名減の2名、中学生10名となっております。
- 松川委員
適応支援相談員を「はばたき」に新しく配置するとありますが、今募集しているスクールヘルパーとは、どのように違いますか？
- 森川学務課長
適応支援員は「はばたき」で子供達をサポートしておりますが、スクールヘルパーは、各学校に配置し、発達障害等で授業がスムーズに進まない児童のサポートをしていただいております。募集をかけているのは、任期が切れるためで、人数を増やす訳ではありません。
- 高橋委員長
その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第4号、「平成27年度一般会計予算案（教育委員会分）について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。
(「異議なしの」声あり。)
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって議案第4号は、原案に同意することに決定いたしました。

- 高橋委員長
次に、日程第6、議案第5号「紫波町学校教育審議会条例案について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第5号、「紫波町学校教育審議会条例案について」であります。
紫波町学校教育審議会条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。
近年、町内小中学校では児童生徒数が減少し、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが予想されます。
本案は、このような状況に対応すべく、本町の学校教育の振興に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、紫波町学校教育審議会を設置しようとするものでございます。
詳細につきましては、学務課長より説明いたします。
- 森川学務課長
紫波町学校教育審議会条例の詳細について、ご説明いたします。
条例（案）をご覧ください。
第1条は、教育委員会の附属機関として紫波町学校教育審議会を設置することを規定してあります。
第2条は、審議会の所掌事務について、少子化の時代における学校教育の重要施策に関する事項を調査し、審議するものとしております。
第3条は、審議会の組織を規定してあります。委員を15人以内として、教育委員会が任命いたします。
第4条及び第5条は、会長と副会長についてと、会議運営方法を規定してあります。
第6条は、部会の設置と運営方法を規定し、第7条では、庶務を教育委員会事務局に置くこと、第8条は、補足規定を設けてあります。
施行期日は、平成27年4月1日からするものであります。
以上です。
- 佐美教育長
この件については、町長、副町長とも交渉しておりますが紫波町でもいよいよ統合かという話にはなっておりません。のきなみ東西の小学校で複式学級が増えてまいりますが、子どもをどう育てていけばいいのか、教育委員会が諮問して時間をかけて進めてまいります。
- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
- 松川委員
委員の方は、町内町外在中の区別はありますか？
- 森川学務課長
町外であれば有識者とか、町内であれば地域とか学校からとか、色々な方に参加していただきたいと考えております。
- 高橋委員長
その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第5号、「紫波町学校教育審議会条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第7、議案第6号「紫波町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例案について」

議案第7号「紫波町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について」

議案第8号「紫波町の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案について」

議案第9号「紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」

議案第10号「紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について」

議案第11号「紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案について」

議案第12号「紫波町特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」、以上7案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第6号から議案第12号までの7案件につきまして一括してご説明申し上げます。

7案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理等を行おうとするものであります。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

○ 森川学務課長

議案第6号、紫波町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にともないまして、教育長が一般職から特別職となりますので、新教育長の職務専念義務の免除と勤務時間等につきまして、紫波町一般職の例によるものと規定するものでございます。

議案第7号、紫波町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案も、新教育長が特別職となることから、教育長の給料の額の審議に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第8号、紫波町の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は、新教育長が任命された後の、教育委員の報酬の規定について、整

備しようとするものでございます。

議案第9号、紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案も、新教育長が特別職となることから、町の特別職の給料条例に新教育長を加えるものでございます。

議案第10号、紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は、現教育長の給料条例であります。が、財政運営上の円滑化のため、平成27年4月から平成28年3月まで給料の額を100分の3減ずる事を規定するものでございます。

議案第11号、紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案は、第10号の条例を廃止するものでございますが、これは新教育長が任命されるまで効力を有するとしてございます。

議案第12号、紫波町特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本条例案も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正にともないまして、新教育長が特別職となることから、町の特別職の旅費及び費用弁償に関する条例に、新教育長を加えるとともに、日当の額の改正を行おうとするものでございます。

以上、7案件の説明とさせていただきます。

○ 高橋委員長

これより一括して質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

○ 佐美教育長

補足説明いたします。

新制度では教育委員が4人で任期が4年となり、新教育長は3年任期となります。また、新教育長が会議を招集し、全ての責任者となります。国では平成27年4月1日から施行されますが、私の任期は平成28年9月30日までですので、それまでは今の体制で移行措置ということになります。

○ 高橋委員長

その他、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第6号「紫波町教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第7号「紫波町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第7号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第8号「紫波町の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第9号「紫波町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第10号「紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第10号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第11号「紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第11号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、議案第12号「紫波町特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第12号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第8、議案第13号「野村胡堂・あらえびす記念館条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第 13 号「野村胡堂・あらえびす記念館条例の一部を改正する条例案について」であります。

野村胡堂・あらえびす記念館条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。本案は、野村胡堂・あらえびす記念館の運営に関し指定管理者による管理に関する規定を新たに設けようとするものでございます。詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

○ 高橋生涯学習課長

議案第 13 号野村胡堂・あらえびす記念館条例の一部を改正する条例案について補足説明をさせていただきます。

改正内容でございます。

第 3 条におきまして指定管理者による管理を行うことができるように規定し、第 4 条以下においては指定管理者が行う業務のほか、休館日及び開館時間、利用料金の取り扱いなどについて規定しようとするものでございます。

また、あわせまして文言等の修正など所要の整備をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 佐美教育長

野村胡堂・あらえびす記念館には教育委員会の直轄の職員が館長を含め 2 名と、その他に N P O の職員がおります。N P O の職員は町からの運営費を運用しながら業務を行っております。一つの職場に別々の立場の職員がおり、業務に支障をきたす場合があると考えられますので、指定管理でも運営出来るように条例を改正するものであります。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 13 号、「野村胡堂・あらえびす記念館条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 13 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第 9、議案第 14 号「紫波町交流公園条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第 14 号「紫波町交流公園条例の一部を改正する条例案について」であります。

紫波町交流公園条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を申し出ることについて

て、審議をお願いするものであります。本案は、紫波町交流公園に佐比内サイクルパークを追加するために条例の一部を改正しようとするものでございます。詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

○ 高橋生涯学習課長

議案第 14 号紫波町交流公園条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

追加します佐比内サイクルパークは、佐比内字外ヶ沢において整備を進めております約 2 万 5 千平方メートルの公園でございます。

自転車ロードレースの拠点施設として、また、町民の皆様の利用に供してまいりたいと考えているものでございます。

なお、地方自治法では公の施設の設置及び管理については条例で定めることとなっているものです。

施行期日は、規則で定める日とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第 14 号「紫波町交流公園条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 14 号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第 10、議案第 15 号「自転車ロードレース拠点施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第 15 号「自転車ロードレース拠点施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」であります。

自転車ロードレース拠点施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。詳細につきましては、国体推進課長より説明いたします。

○ 八重嶋国体推進課長

議案第 15 号「自転車ロードレース拠点施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」、補足説明をさせていただきます。

工事名、工事場所、請負者は記載のとおりでございます。

変更事項ですが、変更前の契約金額 1 億 1 千 3 百 72 万 4 千円に対し、2 千 9 百 24 万 5,320 円を増額し、変更後の契約金額を 1 億 4 千 2 百 96 万 9,320 円とするものです。

変更の主な内容としては、施設の全体配置の見直しによる舗装構成の再編、駐車場砂利引きの数量増、また、盛土として利用できない発生土(いわゆる腐葉土)や伐根木材の処分、そして廃タイヤですとか冷蔵庫などの不法投棄物の処分、調

整池や水路への落下防止柵の新たな設置などにより、全体として工事費が増えるものです。

次のページには位置図、その次のページには平面図を添付してあります。平面図の右上に変更の概要について記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第 15 号「自転車ロードレース拠点施設整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第 15 号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。
続いて、その他に入ります。
事務局から説明願います。
(事務局からの事務連絡等)
- 事務局からの事務連絡 (葛学務室長)
 - ・ 次回教育委員会定例会開催日の調整
調整結果：次回は 3 月 23 日(月) 午後 3 時 30 分
 - ・ 平成 26 年度紫波町内小中学校卒業式の日程について
- 高橋委員長
他に皆様から何かございませんでしょうか。
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 26 年度第 12 回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 5 時 30 分)